

令和4年小田原市議会12月定例会議案

(報告第31号)

令和4年11月30日提出

目

次

報告第 3 1 号 専決処分の報告について…………… 1

報告第31号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年11月30日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和4年11月14日
- 2 損害賠償額 87,516円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和4年9月8日午後0時45分頃、市内扇町二丁目27番16号先の丁字路において、子ども青少年支援課会計年度任用職員の運転する公用車が市道2269から県道720号（怒田開成小田原）へ右折しようとしたところ、右側から県道720号を直進してきた相手方車両の後方に接触し、これを破損させた。

